

募集等に係る株券等のお客さまへの配分に関する基本方針

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

1. 弊社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（目論見書を作成するものに限ります。以下同じ。）の取扱いまたは売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客さまへの配分において、お客さまの運用ニーズを的確に捉え、多様な商品提供を行うことを旨として業務を行っております。
2. 募集等に係る株券等の配分を行うに際して、弊社はお客さまの投資ニーズの的確な把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 具体的な配分につきましては、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客さまへの配分を行います。なお、必要に応じて当該銘柄の地域性、固有の特性、その他の状況等を考慮した配分を行う場合がございます。

(1) 新規公開株の個人投資家への配分

配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選による配分を行います。配分は、以下の要領で行います。

I. 抽選による配分

- ① 抽選による配分については、弊社インターネットトレードおよびスマートフォンサービスよりお申込みされたお客さまを対象に行います。
- ② 当該抽選により配分する数量は、弊社配分予定数量から機関投資家への配分数量を差し引いた数量の10%以上といたします。また、幅広いお客さまへの配分が行われるよう当該抽選による当選数量は原則、最低単元株数としております。
- ③ 抽選にあたっては、購入概算代金の残高を確認できるお申込に対して、機械的に無作為に番号（乱数）を付し、番号順に当選者および補欠当選者を決定いたします。
- ④ 抽選の結果につきましては、弊社インターネットトレードおよびスマートフォンサービスにおけるお客さまの専用画面において、抽選後すみやかに抽選結果を表示します。
- ⑤ 当選者のなかで弊社の定める期間内に購入を辞退され、または購入の意思を表示しない方がいらした場合は、繰上当選者、追加当選者を決定いたします。
- ⑥ なお、以下の場合には、抽選配分の割合を引き下げることまたは、抽選による配分を行わないことがありますのであらかじめご了承ください。
 - 抽選配分へのお申込みの数量が予定している抽選数量に満たない場合
 - 弊社配分予定数量から機関投資家への配分数量を差し引いた数量が50単位に満たない場合
 - システム障害等により、抽選に係る事務処理を遂行することができない場合
 - その他合理的な理由がある場合

II. 抽選によらない配分

- ① 抽選によらない配分については、お取引店の店頭またはお電話にて申込期間前に購入希望のお申出をされたお客さま、申込期間中に購入申込をされたお客さまおよび弊社が勧誘したお客さまを対象に行います。
- ② お客さまへの配分につきましては、適合性の原則に則り、以下の点を総合的に勘案して各営業部店における営業責任者が決定いたします。
 - 投資する商品のリスクを十分認識されていること
 - 投資する商品のリスクに対して十分な資産状況であること

- 過去の配分実績が過度に集中していないこと
- 弊社と継続的に取引いただいていること、またはお取引拡大が期待できること

(2) 法人投資家および新規公開株以外の個人投資家への配分

申込期間前に購入希望のお申出をされたお客さま、申込期間中に購入申込をされたお客さまおよび弊社が勧誘したお客さまを対象に、上記Ⅱ②に準じて配分を行います。なお、法人投資家および個人投資家のお客さまから頂いた需要状況については、新規公開株式以外の募集等に係る価格決定に際して利用することがあります。

(3) 機関投資家への配分

機関投資家のお客さまへの配分については、需要の申告状況等を考慮の上、適切な配分に努めます。なお、機関投資家のお客さまから頂いた需要状況については、原則として募集等に係る価格決定に際して利用いたします。

4. 弊社は、過度な集中配分および不公正な配分とならないよう新規公開株の配分については、以下の点に留意して行うこととしております。

営業部店の営業責任者が決定する新規公開株の配分については、原則として、年間に配分できる回数に制限を設けることで公正な配分を心がけております。

なお、抽選によらない新規公開株の個人投資家への平均配分株数については、抽選による一人あたりの配分株数の10倍程度を超えないよう努めます。ただし、1単元当りの投資金額の大小、公開株式数の状況、需要および購入希望の積み上がり状況、市場環境の変化等により変更される場合があります。

5. 弊社で取り扱う各案件の情報については、弊社ホームページおよびお取引店の店頭等においてお知らせしております。

需要申告および購入希望のお申出はお取引店の店頭またはお電話で承っております。加えて、新規公開株については、原則としてインターネットトレードおよびスマートフォンサービスにおいてもお申込みを承っております。なお、弊社では、同一の銘柄について、お取引店の店頭またはお電話による購入希望のお申出と、インターネットトレードおよびスマートフォンサービスでのお申込みの両方の受付はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

6. 弊社におきましては、顧客の損失を補填または利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②弊社の役員等、③弊社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員および暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑤同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に⑥他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。

なお、需要申告および購入希望がこれらに該当するお客さまからのものであることが判明した場合、その申告等はお断りいたしておりますのでご了承ください。

7. 募集等に係る株券等を配分した先のお客さま（個人のお客さまを除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客さまの名称及びそのお客さまに配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。

8. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、

弊社の使命であると考えております。